

随意契約による加工原材料向けの政府備蓄米の売渡しに係る Q & A
(随時更新)

令和 7 年 8 月 1 日時点

番号	問い	答え
【受付】		
1-1	申込書の受付はどのように扱われるのか。 申込みにあたって、対象米穀の提示数量がどのタイミングで超過するか難しい判断となります。 そのため、受付ルールについては厳格に時間管理することとします。	・ 申込書の受付については、決められた受付時間内（10:00～17:00）に受信したもののみを有効とし、申込みを受け取った順に手続きを進めます。 ・ 受付時間については、インターネット環境により送信者と受信者で誤差が生じる可能性があることから、農林水産省が受け取った時刻が受付時間内となるよう送信する際は時間に余裕をもって申請願います。
1-2	希望する整理番号の米穀の売渡予定数量が超過したかどうかは、知ることができるのか。	・ 売渡予定数量を超過した場合は、国において調整しますが、その際はお知らせします。 ・ 整理番号ごとの残数量は適宜更新します。
【全般】		
2-1	複数の整理番号に対して同時に申し込むことが可能か。	・ 可能です。ただし、申込数量の合計は、上限数量の範囲内とします。
2-2	組合で共同して申し込むことは可能か。	・ 買受資格を有する組合であれば申込みは可能です。 ・ 買受資格の新規申込みは随時受け付けております。
2-3	追加で申込みすることは可能か。	・ 可能です。ただし、申込みが複数回に分かれても、申込数量の合計値は上限数量の範囲内としてください。

番号	問い	答え
【申請に当たって】		
3-1	MA米を加工用として購入しているが、国産加工用米の取組実績がなくても申込することは可能か。	・国産加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の4年産から6年産までのいずれかで取組実績がなければ申込みすることはできません。
3-2	・国産加工用米、新規需要米（米粉用米）のいずれも使用しているが、両方申請することは可能か。 ・その際、加工用米で申し込んだ備蓄米を新規需要米（米粉用米）でも使用することは可能か。	・国産加工用米及び新規需要米（米粉用米）で、それぞれで取組実績があれば、両方を申請することは可能です。 ・加工用米で申し込んだ備蓄米は、加工用米のみに使用してください。
3-3	国産加工用米、新規需要米（米粉用米）の両方を申し込む場合、7年産と比べる年産がそれぞれ違っていても問題ないか。	・問題ありません。別紙2の申込書については、申請する際に記載欄を分けるなどの工夫をして下さい。なお、ふるい下米も、国産加工用米、新規需要米（米粉用米）と年度が違っていても問題ありません。
3-4	令和7年産の国産加工用米の取組計画が、令和4～6年産の取組実績よりも多い場合、申込みは可能か。	・令和7年産の不足分を補てんすることとしているため、7年産の取組計画が多い場合は申込みはできません。
3-5	用途ごとに令和7年産の取組計画と令和4～6年産の取組実績の差を比べたときに、上回っている用途と下回っている用途が混在している場合（例：国産加工用米の取組計画が、令和4～6年産の取組実績を上回っているが、新規需要米（米粉用米）及びふるい下米は下回っている場合）は申込みが可能か。	・用途ごとに令和7年産と令和4～6年産の差を比べたときに、上回っていれば申込みできず、下回っていれば申込みできます。 ・例では、加工用米は申込みできませんが、新規需要米（米粉用米）及びふるい下米は申込み可能です。 なお、ふるい下米については、米粉用と加工用があるので、それぞれの用途ごとに記載ください（5-2参照）。
3-6	組合を通じた国産加工用米の取組実績がある一方で、同業他社と共同で国産加工用米の取組実績もある場合、組合分に共同分も含めて申請して良いか。	・下限数量である10トン以上であり、申込みの要件をクリアしていれば申請は可能です。ただし、他の申請と重複しないようにしてください。

番号	問い	答え
3－7	国産加工用米の取組計画を組合が契約しており、当該組合が国から加工用米を買受できる資格を有している。買受資格のある組合の一組合員も買受資格を有する者として申請しても良いか。	・一組合員が個別に買受資格を有していない場合は、新たに買受資格を取得するか、組合を通じた共同購入での申込みとなります。
3－8	取組実績については、契約書を提出となると量が多くなるので、地方農政局等に報告している一覧表を提出して良いか。	・契約書が複数ある場合において、契約書の数量と地方農政局等に報告している一覧表のそれぞれの数量が一致している場合は、一覧表での提出でも差し支えありません。

番号	問い	答え
3－9	買受資格を持っていない場合、買受資格の申請をしつつ、同時に申込みをしても良いか。	・問題ありません。ただし、申込みの確定は、買受資格の審査が終了してからの処理となります（少なくとも7営業日は待つて頂くことになります）。 ・そのため、審査期間中に希望する整理番号の売渡予定数量の枠が埋まる場合もありますので、ご承知おきください。
【取組実績関係】		
4－1	国産加工用米、新規需要米（米粉用米）の取組実績は、年産ごとか。契約年度か。	・国産加工用米、新規需要米（米粉用米）の取組実績は、当該年産の実績とします。 ・なお、申込みする際の取組実績の数量は、該当する年産の契約書に記載している数量の範囲内としてください。
4－2	同業他社の新規需要米（米粉用米）を取組変更により使用した場合、令和4～6年産の取組実績に含めても問題ないか。	・問題ありません。ただし、申込みする際の添付資料として、生産者と交わした新規需要米（米粉用米）に係る契約書と取組変更したことが証明できる書類を併せて提出してください。
4－3	ふるい下米の取扱実績があることを証明する際の証拠書類は、具体的にどのようなものを提出したらよいか。	・ふるい下米の納品年月日、数量が記載されている書類（納品書など）を提出願います。 ・また、取扱実績の数量は、年度内（4月1日から翌年3月31日）に納品を受けた数量の合計値の範囲内としてください。
4－4	ふるい下米の令和7年産の取組予定数量を証明する書類とは具体的にどのようなものを提出したらよいか。	・令和7年産のふるい下米に係る売買契約書がある場合は、当該契約書の写しを提出願います。ただし、契約書に数量が記載されていない場合は、取組予定数量の見込みを記載願います。 ・仮に令和7年産のふるい下米の売買契約を交わしていない場合は、見込数量のみの記載でも差し支えありません。

番号	問い	答え
【ふるい下米関係】		
5-1	ふるい下米の取扱実績には、特定米穀も含めて問題ないか。	・国産加工用米として使用される特定米穀は、その使用確認ができれば含めることができます。 ・そのため、ふるい下米分の申込みを行う際には、納品書のほか当該特定米穀が加工用に使用していることが確認できる書類も併せて添付願います。
5-2	国産加工用米、新規用途用米（米粉用米）、ふるい下米のすべてで申込みを行った場合、ふるい下米枠で買い受けた備蓄米は、国産加工用米、新規需要米（米粉用米）のどちらでも使用しても良いか。	・国産加工用米、新規需要米（米粉用米）の両方で申込みを行う場合、ふるい下米の取扱実績、取扱予定数量は、その用途が国産加工用米か、新規需要米（米粉用米）なのか分かるよう別紙2の申込書において、記載欄を増やした上で「ふるい下米（加工用米）」「ふるい下米（米粉用）」と分けて記載してください。 ・ふるい下米の不足分として申し込んだ備蓄米を実際に使用する際は、それぞれの用途ごとに使用ください。
5-3	（5-2に関連して） 国産加工用米、新規需要米（米粉用米）、ふるい下米のすべてで申込みを行う場合で、それぞれの上限数量の合計が100㌧、しかし、申込数量を80㌧とした際は、どの用途にどれくらい備蓄米を使用するのか分かるように申込みするべきか。	・今回、国が売渡しを行った備蓄米が、国産加工用米又は、新規需要米（米粉用米）にいくら仕向けられたかを申込段階においても把握しておく必要があります。 ・そのため、ご質問にあるように100㌧の上限に対し、80㌧の申込みを行う場合は、様式2に記載する申込書の数量欄には「40㌧（加工用）」、「40㌧（米粉用）」と記載してください。 ※5-2のケースも含めて7ページに記載例がございますので参考にしてください。
【運送関係】		

番号	問い	答え
6－1	引渡場所は、一度の運送で複数の場所で納品することはできるか。	・一度の引渡し量を、原則10トン又は12トン（10ト、12トトラック1台分）としているため、複数個所での荷下ろしはできません。
6－2	「車上渡し」とは何か。	・車上渡しとは、希望する引渡し場所での荷下ろしに係る費用は買受者負担となる引渡し方法となります。
【表示関係】		
7－1	店頭に製品を並べる際、備蓄米使用とわかるようにPOPしても問題はないか。	・備蓄米とわかるようにするかどうかは、販売する者の判断によるものであります。
【その他】		
8－1	販売する精米の精米時期、精米歩合を教えてください。	・精米時期は昨年12月以降、精米歩合は90.4%となっています。

【添紙 2】0&A5-2, 5-3 関連の記載例

令和 7 年 ○月 ○日

住 所：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
 商号又は名称又は氏名：〇〇米穀商店 〇〇
 代 表 者 名：代表取締役 農林太郎

政府備蓄米の加工原材料用販売申込書（8月1日実施）

下記のとおり買い受けたので提出します。

令和4～6年度の取組実績を記載（該当年度の取組計画の範囲内としてください）
 また、令和7年度の国産加工用米、新規需要米（米粉用米）の取組計画と比べる取扱実績の年度が用途ことに異なる場合は、そのことが分かるように工夫して記載してください。

整理番号	数 量	価格（円/トン） （税抜き）
4	40トン（加工用）	151,840円/トン
4	40トン（米粉用）	151,840円/トン

【上記数量の考え方（以下のように整理すること）】（単位：トン）

用途	〇年度①	7年度②	差（①-②）
加工用米	50トン	10トン	40トン
新規需要米（米粉用米）	50トン	10トン	40トン
ふるい下米（加工用）	20トン	10トン	10トン
ふるい下米（米粉用）	20トン	10トン	10トン

（注）加工用米若しくは新規需要米（米粉用米）の令和4年度から6年度までのいずれかの取組実績（ふるい下米を含める場合は、ふるい下米の令和4年度から6年度のいずれかの取扱実績）と7年度計画数量（ふるい下米を含める場合は、ふるい下米の7年度取扱予定数量）が分かる書類（契約書の写し等）を併せて提出すること。

引渡希望場所・所在地

〇〇米穀商店 〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇